

別表 2

## 【非住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

| 評価対象床面積<br>の合計  | 建築物の用途区分        |         |                 |         |
|---|-----------------|---------|-----------------|---------|
|   | 区分A             |         | 区分B             |         |
|   | 標準入力法<br>主要室入力法 | モデル建物法  | 標準入力法<br>主要室入力法 | モデル建物法  |
| ～300 m <sup>2</sup> 未満                                | 198,000         | 88,000  | 110,000         | 44,000  |
| 300 m <sup>2</sup> 以上～1,000 m <sup>2</sup><br>未満      | 242,000         | 121,000 | 143,000         | 66,000  |
| 1,000 m <sup>2</sup> 以上～2,000<br>m <sup>2</sup> 未満    | 302,500         | 159,500 | 187,000         | 82,500  |
| 2,000 m <sup>2</sup> 以上～5,000<br>m <sup>2</sup> 未満    | 363,000         | 198,000 | 231,000         | 99,000  |
| 5,000 m <sup>2</sup> 以上～<br>10,000 m <sup>2</sup> 未満  | 495,000         | 242,000 | 308,000         | 132,000 |
| 10,000 m <sup>2</sup> 以上～<br>25,000 m <sup>2</sup> 未満 | 605,000         | 374,000 | 407,000         | 176,000 |
| 25,000 m <sup>2</sup> 以上                              | 別途見積            | 別途見積    | 別途見積            | 別途見積    |

(1) 建築物の用途区分欄における区分A及び区分Bは別表3による。ただし、一つの申請範囲に複数の用途がある場合は、以下のとおりとする。

- ① 一つでも区分Aの用途を含む場合は区分Aを適用
- ② 区分Bの用途のみの場合は区分Bを適用

(2) 変更申請等については、以下とする。

- ① 計画変更申請料金は、別表2の評価料金に0.5を乗じた額とする。ただし、次のいずれかに該当する場合は別表2の評価料金とする。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、第6条第1項の規定により、新規に提出があったとして取り扱う。

イ 当初の評価方法から他の評価方法に変更する場合

ロ 区分Bの用途のみから区分Aの用途を含む用途に変更する場合

- ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、5,500円(税込)とする。

(3) 別表2の評価対象面積は、申請範囲の面積とし、その算定方法は建築基準法(昭和25年法律第201号)に基づき行う。

(4) 財団における適合性判定と同時に申請する場合、財団が交付した適合判定通知書

の写し又は軽微変更該当証明書の写しを活用する場合の評価料金は、44,000 円（税込）とする。

別表 3

【建築物の用途区分】

| 区分   | B E L S 評価の対象となる建築物の建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分 | 用途区分コード |
|------|--|---------|
| 区分 A | 区分 B 以外の用途及びこれらを含む複数用途                                     |         |
| 区分 B | 公衆便所、休憩所又は路線バスの停留所の上家                                      | 08310   |
|      | 建築基準法施行令第 130 条の 4 第 5 号に基づき国土交通大臣が指定する施設                  | 08320   |
|      | 工場（自動車修理工場を除く。）  | 08340   |
|      | 自動車修理工場  | 08350   |
|      | 危険物の貯蔵又は処理に供するもの   | 08360   |
|      | 畜舎   | 08420   |
|      | 堆肥舎又は水産物の増殖場若しくは養殖場  | 08430   |
|      | 自動車車庫  | 08490   |
|      | 自転車駐車場   | 08500   |
|      | 倉庫業を営む倉庫   | 08510   |
|      | 倉庫業を営まない倉庫   | 08520   |
|      | 卸売市場   | 08610   |
|      | 火葬場又はと畜場、汚物処理場、ごみ焼却場その他の処理施設                               | 08620   |
|      | 農作物の生産、集荷、処理又は貯蔵に供するもの                                     | 08630   |
|      | 農業の生産資材の貯蔵に供するもの   | 08640   |

(1) 上記表には、状況により適用が除外される用途も含まれる。

(2) 建築基準法施行規則（昭和 25 年建設省令第 40 号）別紙の表の用途の区分が「その他 08990」の場合は、モデル建物法を適用する場合に利用するモデルに応じて、次のとおり区分を適用する。

| 区分   | モデル建物法を適用する場合に利用するモデル |
|------|-----------------------|
| 区分 A | 工場モデル以外               |
| 区分 B | 工場モデル                 |

別表 4

## 【住宅に係る料金】

(税込、単位：円)

| 建築物の種類  |      | 単独申請  | 併願申請      |
|---------|------|---|-----------|
| 一戸建ての住宅 |      | 36,300  | 左記料金の2分の1 |
| 共同住宅等   | 住戸評価 | 基本料金+戸あたり料金<br>×対象住戸数<br><br>基本料金：132,000<br>戸あたり料金： 3,300                        | 左記料金の2分の1 |
|         | 住棟評価 | 基本料金+戸あたり料金<br>×対象住戸数+共用部料金<br><br>基本料金：132,000<br>戸あたり料金： 3,300<br>共用部料金：132,000 | 左記料金の2分の1 |

- (1) 一戸建ての住宅の構造が木造以外の場合は、22,000円(税込)を加算する。
- (2) 併願申請とは、財団が交付する次に掲げるいずれかの書類を活用し、当該評価基準が求める性能値を確認することが出来る場合をいう。
- ① 設計住宅性能評価書
  - ② 長期使用構造等である旨の確認書
  - ③ 建築物エネルギー消費性能適合判定通知書
- (3) 共同住宅等において、2住戸以下の評価を行う場合は、一戸建ての住宅の単独申請料金に戸数を乗じた額とする。計画変更申請については、前述の0.5を乗じた額とする。
- (4) 共同住宅等の住棟評価において、共用部の評価を行う必要がない場合(長屋、共用部省略等)は、共用部料金を加算しない。
- (5) 寄宿舍又は下宿は、別表4の共同住宅等の料金を適用し、戸あたりの算出は、3寝室を1戸(切り上げた整数とする)とする。
- (6) 共同住宅等は、住戸評価書発行事務料金として、戸あたり1,100円(税込)を加算する。なお、計画変更申請も同様とする。
- (7) 変更申請等については、以下とする。
- ① 計画変更申請料金は、別表4の評価料金の単独申請の料金に0.5を乗じた額とする。なお、直前の評価書を他の評価機関で交付している場合は、第6条第1項の

規定により、新規に提出があったとして取り扱う。

- ② 計算に係らない申請者等の概要、建築物の所在地、建築物の名称の計画変更申請料金は、評価書一通につき 5,500 円（税込）とする。
- ③ 共同住宅等の住戸評価において、一部の住戸のみ計画変更申請する場合は、基本料金の 2 分の 1 + 戸あたり × 3,300 円（税込）とする。ただし、料金は単独申請の 2 分の 1 を上限とする。
- ④ 共同住宅等において、共用部のみ計画変更申請する場合は、基本料金の 2 分の 1 とする。

#### 別表 2、別表 4 共通事項

- (1) 評価を効率的に実施できる場合は、効率の度合いに応じ、評価料金を減額することができる。
- (2) 第 10 条第 4 項に定める評価書の再交付の料金は、1 通につき 5,500 円（税込）とする。
- (3) 第 11 条第 1 項におけるプレート等の交付を行う場合の料金は、プレート等の製作に係る費用の実費相当額に、発注に係る事務費用として 3,300 円（税込）を加えた額とする。